

# 尾母中学校部活動に係る活動方針

## 1 活動方針

- (1) 部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有することから、「徳之島町部活動ガイドライン」(R2.5)に則り、また、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実践する。
- (2) 生徒の自主性や主体性を尊重し、生徒とともに、顧問も学び合う関係性の構築に努める。
- (3) P T A総会や各部活動保護者会、HP等を利用して、活動方針について広く発信し、理解を深める。

## 2 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、学校としての組織力を高めながら、全職員共通理解の下、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。
- (2) 年度当初の職員会議等で、「尾母中学校部活動に係る活動方針」を全職員が確認する。
- (3) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、生徒・保護者及び関係者などへ周知する。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、適切な指導を行っていく。

- (1) 校長及び部活動顧問は、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5)に則り生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底し、部活動を行う。
- (2) 部活動顧問は、過度のトレーニング及び練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
- (3) 部活動顧問は、生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動等の活動に親しむ基礎を培い、生徒の心身の状態を常に把握し、生徒がバーンアウトすることなく、生徒一人ひとりの目標を達成できるように指導する。  
また、目先の勝敗や技術向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技術の程度、性別や障害の有無等に関わらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるように配慮する。
- (4) 部活動顧問は、発達個人差や男女の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。生徒自身が自分の体調に応じた活動について部活動の顧問と意見の交換ができる雰囲気作りを行う。
- (5) 部活動顧問は、各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、生徒と共に学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。
- (6) 部活動顧問は、部活動の活動状況及び指導状況を、保護者に伝えるとともに情報共有を行う。知り得た情報をもとに生徒個々に応じた適切な指導に生かすこととする。ただし、知り得た情報についての扱いについては、十分配慮する。

## 4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(原則として水曜日、土曜日を休養日とする。)
- (2) 土曜日及び日曜日については、大会参加などで活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。その際、生徒の疲労回復や規則的な生活等に配慮する。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (4) リフレッシュウィークについては、部活動を実施しない。
- (5) 活動時間は、長くとも平日で2時間程度、土曜日及び日曜日等は3時間程度(ただし、大会は除く)とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (6) 長期休業中については、午前もしくは午後3時間程度とする。
- (7) 定期テスト前(中間テスト3日前、学期末・学年末テスト1週間前)は、原則として部活動を中止する。

- (8) 平日の練習については、帰りの会終了後から下記の月別部活動終了時刻（下校終了時刻）のとおりとする。

4月	18:15 (18:30)	9月	18:15 (18:30)	1月	17:45 (18:00)
5月	18:30 (18:45)	10月	18:00 (18:15)	2月	18:00 (18:15)
6月	18:30 (18:45)	11月	17:45 (18:00)	3月	18:15 (18:30)
7月	18:30 (18:45)	12月	17:45 (18:00)		

## 5 学校の実態に即した部活動環境の整備

### (1) 学校の実態に即した部の設置

ア 校長は、学校の実態に即した部を設置する。

イ 生徒数の減少により本校単一で特定の部を設けることができない場合には、生徒の部活動の機会が損なわれないよう、合同チームの取組に努める。

ウ 近隣校と合同チームを編成する部活動顧問は、本校と合同チーム校の「部活動方針」について相互に共有し、平日、休日等の合同練習時間及び公式的な大会等に臨む計画、休業日の設定等について適切な指導、運営となるよう、近隣校の部活動顧問との合意の上で計画を立てる。

エ 合同チームでの部活動については、それぞれの町教委が示した「部活動ガイドライン」並びに各学校が作成した部活動の「活動方針」に即して適切に行うことを、校長は相手校の校長と確認するものとする。

### (2) 家庭・地域との連携について

ア 校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、体育館、社会教育施設、文化施設の活用や地域の人々の協力や、スポーツ団体・芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化の活動のための環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

ウ 部活動顧問は、保護者と連携し部活動の円滑な運営を図る。また、保護者会を開き、円滑な運営のための共通理解を図る。

エ 部活動顧問は、大会等の日程や練習計画を保護者に事前に示し、理解と協力を得られるようにする。

## 6 事故等への対応について

(1) 部活動中に事故が発生した場合は、学校の「緊急対応マニュアル」に沿って対応する。

(2) 部活動中の生徒の災害（負傷・傷害・疾病等）については、「学校管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用される。

### (3) 感染症対策について

感染拡大防止の観点から、国・県・町による緊急事態宣言発令中については、下記のとおり対応する。

ア 活動計画を見直し、屋外で可能な内容や活動を積極的に取り入れること。

イ 必要に応じてマスクを着用して活動させること。（至近距離での活動を伴う場合）

ウ 活動時間の前後に、必ず手洗い・うがいの時間を設定し、励行させること。

エ 屋内で活動する場合は、窓を開放する等、十分な換気を行うとともに、同時に50人以上が活動することがないようにすること。

オ 使用する教具・道具等については、原則1日1回以上消毒を行うこと。

カ 活動時間は、平日1時間、休日2時間以内とすること。

キ 用具を使っでの活動は、週3日までとし、他の活動日はお互いの接触のない体カトレーニングなどを行わせること。

ク 大声での応援やハイタッチ、握手など身体接触は避けるよう指導すること。

ケ できるだけ手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。